


I ～ Y O 共 済

「見舞金・祝金制度」規約



I ～ Y O の共ちゃん

 伊予商工会議所

伊予商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

（目的）

第1条 本制度は、伊予商工会議所（以下、「商工会議所」という。）が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「I～YO 共済」の一部をなすものである。

（対象者）

第2条 本規約は、商工会議所が運営する「I～YO 共済」のうち、商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「I～YO 共済」に加入する商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

（期間）

第3条 本制度は、1年間（7月1日～6月30日）で、毎年自動更新とし、本制度への加入が継続している間とする。

（効力発生日〔加入日〕）

第4条 本制度は、加入（増口）申込月の翌々月1日から効力を発生するものとする。

（運営費）

第5条 会員事業所は、商工会議所に対し、「I～YO 共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費当月分を前月の17日（ただし、当日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日、翌営業日が休業日のときは翌々営業日）に預金振替にて毎月払い込まなければならない。

なお、脱退しても運営費の払戻しはしないものとする。

（給付内容）

第6条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

（脱退）

第7条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、脱退通知手続きを行い、掛け金が払い込まれている月の末日をもって、「I～YO 共済」から脱退するものとする。

「I～YO 共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

なお、死亡保険金・高度障害保険金の支払事由に該当した場合、その日をもって脱退扱いとする。

(1) 会員事業所が商工会議所の会員でなくなったとき。

(2) 会員事業所が「I～YO 共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき。

(3) 会員事業所が「I～YO 共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。

ただし、猶予期間内（2ヶ月以上にまたがらない）に支払がなされた場合は、この限りでない。

(4) 対象者が会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第8条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(付 則)

第10条 この規約は、平成17年7月1日から実施する。
改正規約は、平成19年7月1日から実施する。
改正規約は、平成30年7月1日から実施する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

1. 給付できる場合

(1) 結婚祝金

対象者が「I～YO共済」に加入後に結婚したときは、加入口数1口につき5,000円を支給する。結婚祝金を請求する権利は、結婚日より1年を経過したとき消滅する。

(2) 出産祝金

対象者本人およびその配偶者が「I～YO共済」に加入後に出産したときは、加入口数1口につき5,000円を支給する。出産祝金を請求する権利は、出産日より1年を経過したとき消滅する。

(3) 成人祝金

対象者が「I～YO共済」に加入後に成人したときは、加入口数1口につき5,000円を支給する。成人祝金を請求する権利は、満20歳になった日から1年を経過したとき消滅する。

(4) 病気による入院見舞金

対象者が「I～YO共済」に加入後に病気により3日以上入院したとき、一律に加入口数1口につき5,000円を支給する。ただし、対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。

病気入院見舞金を請求する権利は、病気入院開始日より1年を経過したとき消滅する。

(5) ケガによる通院見舞金

対象者が「I～YO共済」に加入後にケガにより5日以上通院したとき、一律に加入口数1口につき5,000円を支給する。ただし、対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。

ケガ通院見舞金を請求する権利は、通院開始日より1年を経過したとき消滅する。

(6) 親介護認定見舞金

対象者の父母が、公的介護保険制度の「要介護区分3」以上の認定を受けたときに一律に加入口数1口につき5,000円を支給する。ただし、同一父母が再度認定を受けたことによる請求は、2回目以降は支給しない。親介護認定見舞金を請求する権利は、認定日より1年を経過したとき消滅する。

※上記認定については、「育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）平成11年4月施行」および関連法令に従う。

2. 給付できない場合

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

(1) 共通

- ① 会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失。
- ② 地震、噴火またはこれらによる津波。

- ③戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等。
- ④核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故。

(2) 病気による入院見舞金

- ① 2日以内の入院。
- ② 1年に2回以上の3日以上入院による請求は、2回目以降は支給しない。

(3) ケガによる通院見舞金

- ① 4日以内の通院。
- ② 1年に2回以上の5日以上通院による請求は、2回目以降は支給しない。

(4) 親介護認定見舞金

- ① 会員事業所の共済制度加入時（効力発生日）に父母が「要介護区分3」以上の認定を受けていた場合。
- ② 父母の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤等の使用。
- ③ 父母のアルコール依存、薬物依存、薬物乱用。
- ④ 父母の先天性異常。
- ⑤ 父母の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。
- ⑥ 父母の自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転。

3. 用語の定義

- (1) 父母：対象者の直系の1親等の尊属である父または母。
- (2) 入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。

別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
結婚祝金	・婚姻の事実を証明できる戸籍謄本、婚姻届受理通知（写）等
出産祝金	・出産の事実を証明できる住民票、出生証明書等
成人祝金	・生年月日を証明できる免許証、住民票、健康保険証等
病気入院見舞金	・入院期間の証明できる領収証、診断書等
ケガ通院見舞金	・通院日数の証明できる領収証、診断書等
親介護認定見舞金	・父母との続柄を証明する住民票、戸籍謄本等の書類 ・要介護区分3以上を証明できる介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（写）、介護保険被保険者証（写）